

みのかも

No. 157

平成26年5月1日

編集・発行

美濃加茂市議会

TEL (0574) 25-2111

内線281

市議会だより



主

■ 平成26年第1回定例会の審議結果…………… 2～3 P

な

■ 委員会審査の概要…………… 4～5 P

内

■ 市政一般に対する質問と答弁…………… 6～23 P

容

■ 議会日誌…………… 23 P

■ 可決された意見書…………… 24 P

■ 平成26年第2回臨時会の審議結果…………… 24 P

委員会審査の概要

文教民生常任委員会

《平成25年度介護保険会計補正予算》

〔介護報酬改定の内容は。〕

〔消費税の増税により、サービス利用料とそれぞれの要介護認定に基づく限度額の改定が含まれている。〕

《平成26年度一般会計予算》

〔平和活動事業が昨年より増額となった理由は。〕

〔長崎県で開催されるピースフォーラムに派遣する中学生の数を増やしたためである。〕

〔介護給付費と訓練等給付費の大幅増加の根拠となる人数等は。〕

〔介護給付費は、居宅介護、生活介護、施設入所支援などで増額している。また、年間の延べ利用者が年々増加傾向にあり、平成25年度の介護給付は約3500人、訓練等給付事業については約1200人を見込んで

ている。

〔子ども・子育て会議の新年度事業計画と機構改革で新設される参事との関係は。〕

〔子ども・子育て会議は、平成26年度に3回行い、27年度からの子ども・子育て支援事業計画作成のため意見をうかがう予定であり、参事を中心に今後の事業計画を進めていく。〕

〔保育園等給食調理業務委託後の調理員の労働状況、給食内容は。〕

〔委託前からの調理員は全員勤めている。給食内容については、給食運営委員会を毎月開催し、全園長と委託業者の栄養士が話し合っている。また、ノロウイルス対策や、食物アレルギーについても専門的見地から助言がある。〕

〔カナリヤの家の嘱託員、臨時職員の体制は。〕

〔平成25年度は嘱託員と臨時職員9人、正職員4人の13人体制で行っている。平成26年度予算では臨時職員を1人減員するが、正職員を1人増員するため、現在と同じ体制で運営していく。

〔生活保護扶助費において住宅手当の予算額が減少している内容は。〕

〔制度変更により、給付期間が6カ月から3カ月に短縮となったためである。〕

〔生活扶助費削減の影響と予算の関係は。〕

〔平成26年4月に基準額の改定があり減額されるが、臨時福祉給付金の分が保護基準額に加算されるため、増額になる世帯もある。〕

〔自然災害等見舞金の金額と対象となる自然災害は。〕

〔住居の全壊、大規模半壊が3万円、半壊が2万円、床上浸水が1万円であり、対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の自然現象である。〕

〔健康都市連合へ加入した経緯および予算の内訳は。〕

〔健康都市宣言により、心と体の健康に重点を置いてきたが、プラスまちの健康という、市全体で健康都市を目指していることが加入のきっかけである。また、予算の内訳は、大会の旅費が49万3000円、ウォーキングマップ作成が56万2000円、看板作成が15万円である。〕

〔健康づくり推進委員の報酬が増額された理由は。〕

〔平成26年度に開催予定の委員会が増えたためであり、みのかも元気いきいきプラン21の策定について協議していく。〕

〔県公民館連合会等への負担金が予算化されていない理由は。〕

〔県公民館連合会や県社会教育委員連絡協議会と、本市の生涯学習施設等との性格の違い、また、県社会教育推進大会への委員の参加が少ないこと、さらに、負担金の多くが事務所の借り上げ料等に充当され、事業効果が低いことから休会を検討している。〕

〔地域・家庭教育推進事業における対象年齢および子ども参加費負担は。〕

〔小学1年生から3年生までを対象としており、料金については、実費弁償分を除き受講料は無料にする考えである。〕

《平成26年度国民健康保険会計予算》

〔国民健康保険料の増加理由および一世帯当たり保険料の見込みは。〕

〔保険料が増加したのは、景気の動向により、所得が若干上昇してきているためであり、一

世帯当たりの保険料は、20万9000円を見込んでいる。〕

〔基金残高の状況は。〕

〔平成26年度当初予算では2億1000万円を繰り入れる予定で、残高としてはゼロとなる。〕

《平成26年度後期高齢者医療会計予算》

〔保険料の2割、5割軽減の対象者が拡大される内容は。〕

〔後期高齢者医療の保険料は、一人当たり0.82%増額になる。5割軽減については、世帯主も対象になるため、単身の場合でも軽減の対象になる。また、2割軽減については、対象の所得金額の基準が引き上げられたため、対象者が増加する。〕

企画建設常任委員会

《平成25年度一般会計補正予算》

〔長良川鉄道の赤字解消に向けた取り組みは。〕

〔沿線市町では、平成25年度から職員による長良川鉄道再生研究会が発足して検討を重ねている。〕

また、長良川鉄道では、企画列車の運行や企業とのタイアップによるイベント開催等を行っているほか、北部のバス運行への切替などが検討されている。

《平成26年度一般会計予算》

〔法人市民税の法人税割の増収見込みは。〕

〔一部大手企業の法人市民税が大きく影響を与えている状況から、経済情勢等を考慮し、平成25年度当初予算に比べ3割の増収を見込んでいる。〕

〔固定資産税の増収見込みの根拠および地価の評価は。〕

〔地価の下落が続いているが、農地から宅地への地目変更および家屋の新築があることにより、固定資産税の増収を見込んでいる。〕

〔弁護士顧問料が一般管理費と財産管理費に予算化されている理由は。〕

〔定住自立圏事業に基づく相談業務に係る弁護士顧問料と、総合医療センター建設に関するものである。〕

〔防犯灯のLED化に伴う業者選定方法およびメンテナンス面での問題は。〕

〔業者選定は、プロポーザル方式で1社を選定する。また、将来的なメンテナンス

についても、仕様書に適合した製品を選定するため、コスト面など問題はない。

〔総合医療センター造成事業に伴うがれき搬送における市の役割は。〕

〔がれきの搬送については、アスベストの管理も含めて厚生会が責任を持って行い、市は厚生会に対して指導する立場にある。〕

〔また、造成事業については業者決定後、地元への説明会などを行う。〕

〔固定資産鑑定評価の予算が減少した要因は。〕

〔平成27年度に固定資産の評価替えを行うため、基準日の属する平成25年度は、鑑定地点の評価見直しを行い予算が大きくなった。平成26年度は、評価を修正する時点修正を行っていくため、大きな予算は必要としない。〕

〔青年就農給付金の平成25年度実績と平成26年度見込みおよび給付の目的は。〕

〔平成25年度は2件、平成26年度は新規で1件を予定している。〕

〔また、この給付金は売上の補助ではなく、就農後の所得を補償して就農促進を図ることを目的としている。〕

〔なお、給付は最長5年で終わるため、経営指導も併せて行っている。〕

〔観光案内所運営委託事業の委託先と業務内容および予算増額の要因は。〕

〔委託先は市観光協会で、美濃太田駅南口の観光案内所を、週2日の休みを除き、10時から15時まで開業するものである。〕

〔また、予算の増加は開業時間を延長するためであり、臨時職員による運営と委託による運営のコストは、ほぼ同じと考えている。〕

《平成26年度水道事業会計予算》

〔特別損失の内容は。〕

〔地方公営企業法の会計制度変更により、退職給与引当金および平成26年6月に支給する職員の賞与について、特別損失として計上するものである。〕

〔いずれも会計制度変更に伴うものであり、次年度以降は特別損失としては発生しない。〕

〔《一般職の任期付職員の採用等に関する条例》〕

〔本制度による平成26年度採用予定および一般職員との違いは。〕

〔現時点では、平成26年度の採用予定はない。〕

〔また、任期付職員は高度な知識経験を有する人を想定しており、給料は国の基準に準拠する。〕

〔なお、採用については、資格や知識経験を實際に行政で生かすことができるか十分見極めて判断していきたい。〕

〔《定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例》制定の目的は。〕

〔目的は、職員の年齢別構成の適正化と職制の改廃を円滑に実施することであり、それ以外の目的で、この条例に基づく募集をかけることはない。〕

〔《部設置条例改正》〕

〔参事および総合戦略室の役割は。〕

〔参事は健康福祉部に属し、市の子育て支援施策や保育園の民間委託化、障がい児支援施設の整備等を中心となって進めていく。〕

〔総合戦略室は、市長から指示のあるプロジェクト事業を推進するため、業務を集中的に管理し、企画立案して各部署との調整を図るなど、横断的な役割を担う。〕

〔また、事業の進捗管理や事業結果の検証なども行う。〕

平成26年度会計別予算表

会計名	予算額	
一般会計	177億7,000万円	
特別会計	国民健康保険会計	54億5,051万円
	介護保険会計	33億1,576万円
	後期高齢者医療会計	4億9,950万円
	介護認定・障がい者自立支援認定審査会	3,883万円
	古井財産区会計	171万円
	山之上財産区会計	113万円
	計	93億744万円
企業会計	水道事業会計	23億7,694万円
	下水道事業会計	40億4,193万円
	計	64億1,887万円
合計	334億9,631万円	

市政一般に対する質問と答弁

要旨

市長の政治姿勢

市長就任以来の思いは。

就任当初の所信表明に掲げていたソニー子会社の工場跡地や中蜂屋工業団地の有効活用については、企業誘致も順調に進み、明るい兆しが見え始めてきた。

また、マニフェストに掲げた市民との対話の場の確保や、各種プロジェクトについても少しずつ方向性が見えてきており、今後も、スピード感を大切にしながら、着実に取り組んでいきたい。

しかし、まだ解決に至らない課題も多く、市長就任以来、市民の皆さんと進めてきた話し合いや、対話の路線を大切にして、全力で市政を運営していく。

シティプロモーションにおける魅力の創造に対する考えは。

まちが持つ地域資源は、観光やブランドだけにとどまらず、地域の文化やスポーツ、自然、歴史、人物、環境などさまざまな素材がある。

こういった素材の一つ一つで美濃加茂市の認知度や存在感を高め、地域イメージをブランド化することが地域の魅力の創造であり、地域活性化のポイントになると考える。

また、シティプロモーションを積極的に推進するため、平成26年度の機構改革で新設する総合戦略室において、企画立案と調整を行いながら、営業戦略事業の中心的事業と位置付け、取り組んでいきたい。

行政組織

平成26年度の機構改革の基本的な考え方は。

「孫子の代まで住み続けられるまち」として、市民の皆さん

に実感してもらうためには、足腰の強い活力あるまちづくりを目指して、積極的な施策を展開していく必要がある。

また、市独自の政策が求められることによる企画力も必要となる。

そのためには、組織としての機能が十分発揮できる体制と人材の確保が必要であると考え、今回の機構改革を行った。

なお、課を越えて連携すべき事業に対して、横串的なポストを充実していきたいと考えており、その一歩が総合戦略室である。

今後も、機能性や機動力の高い組織編成について、さらに研究していく必要があると考えている。

市役所の組織マネジメントに対する所感。

平成13年に認証取得したISO9001は、平成23年3月から自己適合宣言を行い、認証審査機関の認証を受けずに市民満足度の向上や庁内での監査体

制を維持し、継続的な業務改善を行っている状況である。

こうした取り組みは、限られた経営資源を有効に活用しながら、市民サービスを安定して供給できる仕組みとして活用してきた。

そして、市民満足度を高めるために、継続的な改善を絶えず意識する気持ちを全職員が共有することで、組織目標の着実な達成を可能とする組織力の向上など、組織マネジメントの確立に十分な役割を果たしていると感じている。

今後も、こうした既存の仕組みを活用しながら、組織が一丸となって業務を展開していく環境を整備していきたい。

職員の指導に対する市長の考え方は。

今年の仕事始め式で、「美濃加茂市全体が元気になるためには、市役所が元気である必要がある。元気で明るい市役所づくりを目指して職員一丸となって頑張ってもらいたい。」と職員に話した。

その元気と明るさの源は、コミュニケーションであり、職員同士や市民の方々のコミュニケーションの大切さを徹底していきたいと考えている。

そのきっかけづくりとして、誕生日の職員に胸花を付けてもらい、その職員を見たら声を掛けるよう提案させてもらった。

また、毎月3〜4回のペースで、5人程度の職員と意見交換会を開催し、職員のまちづくりに対する思いや、事業改善などの提言を聴くとともに、自身の市政に対する思いも伝えている。

今後も、業務における意志疎通はもちろんのこと、人と人とのコミュニケーションの充実力を入れることで、市民の皆さんに安心して認めてもらえる市役所、職場づくりに努めていけると考えている。

平成26年度の基本的な職員研修基本方針は。

組織として最も重要な経営資源は、「ひと」であり、美濃加茂市人育成基本方針に基づき、組織全体のレベルアップを図っていききたい。

特に、基本方針には、目指すべき職員像として、「自ら発見する職員」「人間性豊かな職員」「市民と協働する職員」「プロフェッショナル意識を持った職員」「チャレンジャーであり続ける職員」を示している。こうした職員を育成するため、組織全体の知識レベルの向上や高度

で専門的な知識・技能の習得、進んで自己学習できる職員の育成を目指した研修計画を定めていきたい。

④ 県、他市および民間企業との人事交流の取り組み状況は。

市長の施政方針の中にもあるように、周辺自治体や民間企業との人事交流および職員派遣を積極的に進めていく方針である。

特に平成26年度は、関市、務原市との人事交流協定により、各市へ1人ずつの相互派遣を行う予定である。

また、引き続き、定住自立圏域内の川辺町との人事交流や、東日本大震災の被災地である東松島市、独立行政法人水資源機構木曾川用水総合管理所への職員派遣を行うとともに、平成26年度からは中濃県税事務所へ職員を派遣する予定である。

なお、民間企業への職員派遣については、具体的な調整までに至っていないが、民間企業の経営ノウハウや接遇対応など、幅広い分野で学ぶべき事項が多いと考えているため、短期の研修派遣なども含めて検討していきたい。

④ 職場内研修や専門研修の計画は。

職場内研修では、市民との関わりを深めていく中で不可欠であるファシリテート能力を向上させる研修や、管理職マネジメント研修、職場風土改革研修など、組織力を強化するための研修に重点を置いて取り組んでいきたい。

そのほか、各種プロジェクトを指導してもらおうと大学教授等に講話をお願いする全庁研修についても、勤務時間外で定期的を開催する計画である。

また、専門研修では、人事異動などによる事務の停滞を招かないよう、業務上必要な専門知識を習得させるための研修に、積極的に参加させたい。

④ 窓口業務の一部を民間委託する考えは。

平成25年度に市民課、税務課、保険課の窓口業務の民間委託について、庁内で検討委員会を開いて協議してきた。

各自自治体が窓口事務の委託化に取り組む大きな理由としてコスト削減があるが、本市では、今までに嘱託員や臨時職員で対応できる事務については、その業務内容に沿った採用を進め、対応してきている。

検討委員会では、財政的な面から3課の窓口業務の委託を見送ったが、窓口業務を含めた市全体の業務委託については、民間事業者の提案を受けるよう進めている。

新年度予算

④ 予算編成の基本方針は。

「孫子の代まで住み続けられるまち」を目指し、常に前向きに挑戦すること、市民の声を聴き全力で実行すること、新たな発想で資源の力を引き出すこと、時代の流れに柔軟に対応することを経営理念として、初めての予算編成に臨んだ。

その理念に基づき、平成26年度予算は「もつと教育」「もつと活力」「もつと安心」の3項目を経営方針に定め、これら項目に重点を置いた予算とした。

④ 新年度予算の重点施策は。

「もつと教育」では、地域の特色に合わせた次世代リーダーを育成する地域教育推進事業の実施、放課後児童健全育成事業における小学4年生までの対象拡大、古井小学校や生涯学習センターなどの施設整備を進めていく。

「もつと活力」では、市制60周年記念事業や、里山再生事業を実施するほか、外部の視点を加えた地域に根ざしたコンセプトを構築し、それを基にビジネスモデルを創出する営業戦略事業を実施する。

「もつと安心」では、地域子育て支援拠点施設運営事業として、地域子育て支援センター「ほたるの広場」の開設や、美濃太田駅前通りにおける子育て支援拠点施設の開設、運営を支援する。

また、市内防犯灯のLED化と防犯灯の電気料金の自治会負担を廃止する。

④ 営業戦略事業の具体的な事業は。

現在、職員の有志で構成する営業戦略プロジェクトチーム準備室で、美濃加茂市の魅力を掘り下げて、広くPRし、長く将来にわたり、知ってもらい、見てもらい、来てもらうための基本方針を多くの人材の参加により作成していくことを考えている。

この営業戦略の基本方針が確立できた後に、その方針を達成するための具体的な事業を計画することとなるため、現時点では、まだ決まっていない。

④ 決算審査等意見書を、どのように新年度予算編成につなげているか。

新年度予算については、前年度の決算審査等意見書などを参考に編成しており、将来の市民負担の軽減を図るため、市債残高を10年で100億円削減する目標を継続していくことで、財政健全化法に定める将来負担比率ゼロ%を目指すこととしている。

また、事業の優先度などを検討するため、前期政策評価、後期政策評価などを実施すること、庁内での意思決定を図りながら、新年度の予算編成を行った。



市役所窓口業務の様子

○ 予算編成に当たった過去の過去
の不用額に対する考え方は。

○ 予算編成に当たり、歳入に
ついては不況による税収入の減
少など、過大見積りによる歳入
欠陥を起ささないよう厳しく見
積もっている。

歳出については、事業執行の
結果、入札差金など、ある程度
の不用額は発生しており、結果
として歳入総額と歳出総額の差
が不用額となり、繰越金として
次の会計年度へ持ち越す財源と
なる。

また、こうした前年度からの
繰越金は、繰入金の減額、もし
くは繰り入れをなくすための財
源としたり、補正予算の財源と
して活用している。

なお、地方公共団体は営利を
目的としていないため、繰越金
の額が多いほど財政運営が良好
であるとはいえない面もあり、
今後適正な予算の見積りと執
行に努めていきたいと考えてい
る。

○ 平成26年度の歳入見直しは。

○ 平成26年度の歳入総額は
177億7000万円、歳入
の主な項目を、平成25年度の当
初予算額と比較すると、市税収
入は、平成25年度の決算見込額
や景気の回復見込みなども考慮

し、4億7000万円増の76億7
200万円とした。

地方消費税交付金は、消費税
が引き上げられることから1億
5000万円増の6億9000
万円とした。

地方交付税は、税収が増加す
る見込みとなったため、1億
5000万円減の19億5000
万円とした。

国庫支出金は、臨時福祉給付
金や子育て世帯臨時特例給付金
の影響などにより、3億873
4万7000円増の19億294
1万9000円とした。

市債は、加茂川総合内水対策
事業をはじめとする社会資本整
備総合交付金事業が増加してい
るが、小学校の耐震補強や空調
整備事業を平成25年度の補正で
対応したことから、2140万
円増の10億8370万円とした。

○ 市民税が増収となる要因は。

○ 個人市民税は、平成25年度
予算比較で2億9000万円増額
した。これは、平成25年度の予
算策定時に、当時の経済状況を
反映して厳しく見積もったが、

当初予測したような落ち込みは
なく、決算見込額は当初予算額
を約3億5000万円上回る見
込みであるため、これを勘案し
た。

また、法人市民税には、平成
25年度予算比較で1億7300
万円増額した。これも、平成25
年度予算策定時に企業収益が低
迷していたことから厳しく見積
もったが、その後、経済状況に
明るい兆しも見られ、決算見込
額は当初予算額を約1億
9000万円上回る見込みであ
り、新年度においてもこの傾向
が続くと見込んだ。

財政問題

○ 新たな行政改革、事務事業
の見直し、新たな財源確保へ
の取り組みは。

○ ここ数年、経費削減ばかり
でなく、行政サービスの向上を
主目的とした民間委託や指定管
理者制度の導入を推進してきて
おり、一歩ずつ行政改革を推進
しているところである。

また、事務事業の見直しにつ
いては、4月に中期的な視野で
前期政策評価を、11月には翌年
度予算への反映を目的とした後
期政策評価を実施しており、費
用対効果やアウトカムの視点が

ら効果的・効率的な予算編成の
見直しを行っている。

新たな財源の確保について
は、自動販売機の設置場所で、
行政財産の貸し付けによる価格
競争入札を導入し、大きな収入
を得ることができている。

なお、中央大学の市島ゼミと
の連携協定により、大学生の視
点で自主財源確保策を提案して
もらうということで、先日、そ
の中間報告を受けている。今後、
これらの提案の実現性に向け
て、担当部署と一緒に検討して
いく。

○ 普通財産の売却による財源
確保の状況は。

○ 平成25年度は、市のホーム
ページや広報に、宅地や雑種地
で5件、合計地籍4077・33
平方メートルの土地売却を掲載
したが、いずれの土地も申し込
みがなかった。

今後、売却可能な公有財産
について調査検討し、処分可能
な土地については、売却を進め
ていく。

○ 新庁舎建設基金の積み立て
の方針は。

○ 具体的な新庁舎の建設時
期、建設費などはこれからの議
論となるため、現在は、準備期
間として毎年度1億円程度の積

み立てをしている。

今後、建設時期、建設費など
の状況を見ながら、具体的な方
針を定め、計画的な積み立てを
していく。

○ 給与削減拒否市町村に対す
る、「がんばる地域交付金」
抑制措置に対する見解は。

○ 総務大臣の記者会見による
と、「がんばる地域交付金」の
配分は、財政力に応じて地方負
担額の最大3割を配分すること
を基本として、行革努力に応じ
て最大1割を加算すると発言し
ている。

したがって、減額ではなく行
革努力に応じて加算するという
仕組みであり、加算の基準につ
いてもラスパイレース指数だけ
なく、これまでの職員削減率、
地方債残高削減率なども反映さ
れると聞いているので、新聞報
道にあるような制裁的な措置で
はないと認識している。

○ 中期財政計画において資金
不足の場合の対応は。

○ 中期財政計画は、新年度予
算を基本として予算ベースで作
成しており、収支不足額は、新
年度予算編成と同様に積立基金
を取り崩して対応するとしてい
る。

そのため、実際に財政運営を
していく過程で、収支不足額が
発生しないよう適正な予算執行
をすることで、積立基金を大き
く取り崩すことのないよう、健
全な財政運営の堅持に努めてい
る。

■ 一部事務組合に対する市町 村分担金の今後の推移は。

〔図〕 市町村負担金の基礎となる
組合の歳出見込みについて、可
茂衛生施設利用組合の財政計画
によると、人件費などの義務的
経費は、総人口数、ごみ量の減
少などに伴う業務の見直しによ
るコスト削減を反映した計画と
なっている。

公債費についても、ささゆり
クリンパークおよび緑ヶ丘ク
リーンセンター施設の建設に伴
う公債費が年々減少していく計
画となっている。

投資的経費については、大き
なものとして、平成30年頃に新
火葬場の建設が予定され、一時
的に増加する見込みである。

組合の歳出計画全体としては
減少傾向にあり、市町村負担金
の総額も減少していくと見込ま
れるが、管内市町村の人口動態
により負担金割合は変動するた
め、今後も人口増加が見込まれ
る本市の場合、負担率は上昇す

ると見込まれる。

また、可茂消防事務組合の歳
出見込みについて、投資的経費
は、平成26年度に中消防署富加
出張所の建設、平成29年に、南
消防署御嵩分署、平成31年に南
消防署西可児分署の建設が計画
されている。

車両についても、毎年、救急
車やタンク車など計画的な更新
が予定されており、大きなもの
として、平成29年に南消防署、
平成34年に中消防署の救助工作
車を更新する予定である。

公債費についても、消防救急
デジタル無線、出張所などの建
設に伴う償還金など、今後増加す
ると見込まれるなど、歳出計画
全体としては増加傾向にある。

そのため、可茂消防事務組合
への市町村負担金の総額は増加
し、本市の負担金の割合も人口
増加などにより上昇すると見込
まれる。

■ 市町村負担金の増加に対す る対策は。

〔図〕 対策として施設の統廃合な
どが考えられるが、非常に難し
い問題であり、老朽化した施設
の長寿命化対策を行うなど延命
化に努めていく。

いずれにしても、市町村負担
金が年度ごとに大きく増加する

と、各市町村の予算編成にも影
響するため、一部事務組合と構
成市町村との連携を図りなが
ら、国庫補助金や起債などを活
用することで、市町村負担金の
平準化に努めていきたい。

アニユアルレポート

〔図〕 総務省から発表されている
「地方公会計制度」の方向性
と本市の対応状況は。

〔図〕 本市においては、平成19年
10月に公会計ワーキンググル
ープを設置して、財務4表の作成
に着手し、平成21年秋に総務省
基準モデルにより、初めて財務
4表を公表した。

以来、毎年改良を加えながら
公表しており、平成24年度決算
による財務4表を「美濃加茂市
アニユアルレポート」として、
先日公表したところである。

平成22年9月からは、さらな
る新地方公会計の推進を図るた
め、「今後の新地方公会計の推
進に関する研究会」が開催され、
平成25年8月に「研究会中間と
りまとめ」が公表された。

これを踏まえ、地方公共団体
の実態や実務上の課題等の検討

を行うため、現在作業部会が開
催されており、その中で、作成
モデルや資産評価基準の統一や
複式簿記の導入などが議論され
ている。

今後、地方公共団体に対して
複式簿記の導入等が示されてく
ると考えているが、本市におい
ては、既に財務4表を複式簿記
による基準モデルで作成してい
ることから、事務作業上の影響
は比較的少ないと考えている。



作成されているアニユアルレポート

減価償却費については、報告書
に示された基本耐用年数表によ
り定額法で処理している。

また、引当金は、主なもの
として貸倒引当金や職員の退職給
付引当金などを計上している。

処理方法として、貸倒引当金は、
期末の収入未済額に過去3年間
の実績に基づいて算定した不納
欠損率を乗じて算出している。

退職給付引当金は、勤続年数
ごとの職員数に、それぞれ勤続
年数別給料月額、勤続年数別退
職支給率を乗じて得た額の合計
額を、引当金として計上してい
る。

■ 月次財務分析などを導入す る考えは。

〔図〕 本市の財務4表は、複式簿
記を導入して作成しているが、
簿記の仕訳は事務職員の専門性
などを考慮し、日々の仕訳では
なく、期末に一括仕訳を行う方
法で処理している。

そのため、月次財務分析など
を行うためには、システム改修
や職員に対する専門研修などが
必要となるなど、現時点では難
しい状況である。

■ 決算後の財務4表の公表時 期を早くできないか。

〔図〕 公表については、できる限
り早くできるように努力している

が、財務4表は、通常の官庁会計による決算処理業務を行ったうえでさらに付加した業務として作成しており、簿記の仕訳を期末に一括して行う現在の方法では、業務のスケジュール上、大変難しいというのが実情である。

市制60周年

図 市制60周年記念事業の基本的な考え方は。

図 新たな一步を踏み出す年にふさわしい事業として、市民を巻き込んだ事業を展開し、未来につながる可能性のある夢ある事業を実施していきたい。

具体的には、式典事業、記念事業、市民企画事業および広報・PR事業の4事業を考慮しており、市民に市制60周年を知っていただき、ふるさと美濃加茂を慈しみ、その想いを深めてもらえればと考えている。

こうした市制60周年の関連事業が、年間を通して市内の各所で開催されることで、今まで美濃加茂市や行政に関心の薄かった市民の方々にもう一度振り返ってもらおうことが、市制60

周年を記念した一步になると考えている。

図 市民企画事業および市主催の記念事業の内容は。

図 市民企画事業は、市制60周年を記念して、市民が自主的に企画・実施する事業に要する経費に対して補助するものであり、補助基準に沿った事業を行う市民団体やNPO法人などが事業主体となって実施する事業を対象とする。

平成26年度当初に、事業を公募し、市制60周年記念事業推進委員会や推進本部で補助対象事業を選考する。

また、市主催の記念事業は、11月3日に開催予定の記念式典を始め、タイムカプセル活用事業のように、市制60周年事業として特別に企画したものや、毎年開催されている事業などに市制60周年の冠を付けて、事業内容の上乗せをするようなものも考えており、これらの事業を年間を通して開催していきたい。

図 市制60周年記念事業への市民参画の状況は。

図 これまでロゴマークの作成に小学生のワークショップ形式を取り入れて図案を作成したり、キャッチフレーズの公募を行ったりして選考を進めている。

また、プロモーションビデオの制作には、多くの市民に出演してもらおう企画を実施したほか、3月22日には「美濃加茂の元気」というワンシーンの撮影に、多くの市民の参加を予定している。

しかし、事業の企画段階での市民参加は十分な状況ではないため、今後、市民企画事業や市主催事業を進める中で、市制60周年をPRしながら、多くの市民参画が得られるような事業を開催したい。

なお、市制60周年記念式典は、11月3日（文化の日）に開催予定であり、県内外の関係者、ダボ市友好使節団、市政功労の被表彰者などをお招きし、多くの市民に参加いただき開催したいと考えている。

図 ダボ市姉妹都市提携25周年事業との連携は。

図 ダボ市姉妹都市提携25周年記念式典は、平成26年6月にダボ市で開催され、市長、議長を始め関係職員が参列する予定である。

また、平成26年11月3日に開催予定の市制60周年記念式典には、ダボ市からの友好使節団を招待し、ダボ市長にメッセージをいただく予定であり、相互に

式典を盛り上げていければと考えている。

なお、使節団の来市に併せて歓迎レセプションやオーストラリア物産展、パネル展示などのダボフェアの開催などを予定しており、こうした事業を進めていく中で、交流を深めるための十分な連携を図っていく。

図 オリジナルナンバープレート事業の内容は。

図 原動機付き自転車など4種類のオリジナルナンバープレートを2500枚作製するもので、デザインの募集を平成26年5月初めから6月中旬頃まで行い、ナンバープレートの交付は、11月を予定している。

図 タイムカプセルを活用した事業の概要は。

図 30年前の市制30周年記念事業として、市内小中学校の児童生徒約6000人が、未来の自分に宛てたメッセージをタイムカプセルに詰めて、美濃太田駅南の広場に埋設した。

こうした夢のある取り組みを市制60周年記念事業で活用し、中心的事業として実施することを検討しているが、保存状態を確認する必要性から、先週タイムカプセルを掘り起こした。このタイムカプセルについて

は、4月から市内公共施設で展示するとともに、記念式典で実施する開封セレモニーや関連イベントを通して、メッセージを入れた6000人のみでなく、多くの市民の皆さんが夢を抱ける事業となるよう検討していきたい。

マイナンバー制度

図 社会保障・税番号制度（マイナンバー）のメリットとデメリットは。

図 メリットとしては、個人記録の不突合や制度間の不整合による誤納付、誤給付が大幅に減少し、確実な事務執行が図られ、公平な公的給付や扶助制度が保たれる等の点があげられる。

この制度により、国の代行機関に照会し、システムの情報入手できることから、行政側の事務効率は大幅に改善すると見込まれている。

また、現在の住民基本台帳カードに代わって交付される個人番号カードは、地方公共団体の独自活用が認められており、諸証明のコンビニ交付や医療

カード等と併用できる事から、行政にとっても市民にとっても利便性の高いカードとして位置づけることも可能と考えている。

さらに、所得証明等の書類提出が不要となったり、自宅のパソコンから自己の情報を容易に知り得ることができると、市民にも利点があると考えている。

デメリットとしては、個人情報報漏えいの恐れが一番に挙げられる。また、先進諸外国の問題点として、なりすまし犯罪が多く挙げられており、今後、運用が近づくにつれ、こうした点の検討がされていくものと思われる。

制度施行までのスケジュールは。

平成27年10月に個人番号通知発送、平成28年1月に個人番号利用開始、平成29年1月に情報共有ネットワークおよびマイポータルが運用開始され、平成29年7月に地方公共団体との情報連携が開始される流れとなっている。

このスケジュールに沿って、関係法令の整備やシステム改修などが急ピッチで進められ、市としても来年度にシステム改修費として1011万円を予算計上しているが、詳細については

明な部分があるため、国の動向などを注視していきたい。

安全・安心

防犯灯のLED化により、電気代ほどの程度削減されるのか。

1カ月間の電気料金は、蛍光灯が229円に対し、LEDは118円で、50%近くの削減になる。

今後、電気料金の値上げが予想されるが、すべてLED防犯灯に取り換えた場合の年間の電気料金は、平成24年度実績と比較すると、約964万円が約547万円となり、約417万円の削減になると見込んでいる。

「ゾーン30」規制を導入する考えは。

平成25年8月に本市で初めて太田小学校周辺が指定され、公安委員会により路面着色等の整備がされた。

ゾーン30の指定に当たっては、幹線道路や河川等の物理的境界で区画された区域で、歩行者と自転車の安全確保が優先さ

れ、かつ、最高速度時速30キロメートルの規制に地元の同意が得られるなどの要件が必要である。

平成26年度は、木沢記念病院周辺の指定が予定されており、市としては、平成27年度以降、山手小学校周辺などゾーン設定が必要な地域の指定を、公安委員会に要望するとともに、歩道の整備等関連する交通安全対策も合わせて進めていく。



市内に設置されているLED防犯灯

ことは、簡単にはできないと考えている。しかし、小中学校では、自転車による交通事故が多く発生している。

そのため、各小学校では1学期に交通安全教室を実施し、低学年を対象とした歩行訓練、中高学年を対象とした自転車の安全な乗り方訓練を行っている。

また、中学校においても、岐阜県警と連携した訓練を実施するなど、ヘルメットや夜光腕章の着用とともに、自転車の安全な乗り方についての指導を行っている。

防災対策

備蓄倉庫を拡充する考えは。

本市で想定される避難者が、3日間過ごせる食料と生活必需品を備蓄するため、毎年計画的に更新と拡充を行っている。

また、避難が長期化した場合は、市内の大型店舗等と結んでいる流通備蓄の協定により、事業者から生活物資の供給が可能となっている。

平成25年度は、特に、災害弱

者にも配慮し、紙おむつや生理用品、粉ミルク、哺乳瓶等を東総合グラウンドの大型備蓄倉庫に配備するとともに、北部地域では、土砂災害等により孤立することも考えられるため、三和小学校に、避難生活に最低限必要な毛布、水、クラッカーなどの備蓄品を配備した。

指定管理者との協定により避難に対する体制は整っているか。

現在、指定管理者制度を導入している避難施設は、総合福祉会館だけであるが、災害時等における施設の使用については、管理に関する基本協定書で定めており、災害時には指定管理者の協力のもと避難施設として運営する体制が整えられている。

今後、指定管理者制度の導入が予定されている施設についても、同様の体制を整えていく。

避難時における民生委員の役割に対する考えは。

民生委員は、日頃から、地域で避難行動などに支援が必要な方への見守りや声掛けを行っており、万が一、災害が発生する場合は予想される場合には、自治会長や消防団などと連携して、より早く確実な避難行動が

取れるよう援助する立場にある。さらに、地域の多くの方が支援活動に携わってもらえるよう、地域でのリーダーシップを発揮してもらいたいと考えている。

☐ 災害時要援護者情報を自治会長へ提供できないか。

☐ 災害時要援護者の情報については、平成25年の防災訓練において、地域への提供に同意された方の情報を消防団に名簿形式で提供した。

同様に、自治会長や自主防災組織などに対しても、災害時の支援をお願いしているが、個人情報や管理する上での責任の所在など、名簿の管理面で自治会長との協議が整わず、現在のところ提供するまでには至っていない。

しかし、災害時などには名簿を活用してもらえよう、各連絡所に常備しているため、今後は、平常時から名簿の必要性と管理方法について理解が得られるよう説明に努める。

☐ 住民情報や税情報等のシステムがダウンしたときの諸証明発行への対応とマニュアル整備状況は。

☐ 印鑑証明、住民票、税情報などは、総合行政情報システム

として一括してクラウド方式に転換し、耐震性、耐火性およびセキュリティ性の高い強固な外部のデータセンターで運用、管理している。

また、市内公共施設を結ぶ専用ネットワーク回線により、仮にデータセンターや市本庁舎の機能が失われても、バックアップを行っている文化の森から情報を配信し、市内の公共施設であれば業務継続することが可能である。さらに、こうした事態となっても、職員が対応できるようマニュアル整備や訓練を実施している。

こうしたことで、東日本大震災でも課題となったデータの消失を極力防ぐようなシステムの整備を行っている。

消 防 団

☐ 災害時の連絡手段など消防団の整備を充実する考えは。

☐ 衛星携帯電話については、市防災会議室のほか、加茂野、伊深、三和、下米田の連絡所に配備しているが、大規模災害時

に消防団と確実に情報伝達を行うため、各分団2台配備されていた無線機に加え、トランシーバータイプの無線機を平成23年度に追加配備した。

また、夜間に活動ができるよう、大型LED照明を平成25年度と平成26年度で各地区に配備する。

今後も、地域防災の要となる消防団の機能強化と消防団員の安全確保ために整備の拡充を図っていく。

☐ 出動手当の額および支払い方法の見直しの状況は。

☐ 出動手当の額については、県内の他市町村を参考にして、平成7年度に1000円を1200円に、また、出動手当の総額については、平成22年度に200万円上乗せをして1100万円に見直している。

また、出動手当の支払い方法については、個人口座へ振り込むよう、消防団幹部と見直しについて協議している。しかし、現段階では分団の活動費の原資となっていないことから、合意には至っておらず、早い段階で何らかの方向性を出したいと考えている。

☐ 消防協力費の集金額、使途および自治会への公表は。

☐ 平成25年度の各分団の集金額は、第1分団228万円、第2分団250万円、第3分団107万円、第4分団202万円、第5分団175万円、第6分団47万円、第8分団177万円である。

使途については、歓送迎会や激励会など、団員の親睦を深めるための経費や、備品の購入費などとして活用されている。

また、自治会への公表については、平成25年度からすべての分団が報告することになっている。

☐ 自治会からの協力金の2割が本部運営拠出金となっているが改善する考えは。

☐ 本部運営拠出金については、県操法大会出場分団への助成、消防音楽隊の活動に対する援助、消防団幹部の活動費に充当している。

今後、消防団活動に対する公費負担等について、各市の状況も参考にしながら、消防団とよく協議して総合的に見直しをしていきたい。

☐ 高校生の1日体験入団などの方法があると思うが、消防団員確保に向けてどう取り組んでいるか。

☐ 若い世代に消防団をPRすることは必要であると認識している。

そのため、年末夜警や火災予防運動において、地域の小学生が予防啓発活動を体験する「ちびっこ消防団」などの活動を始めた。

また、市民による防災イベントや市の防災訓練などにおいて、子どもたちに放水体験をしてみもらったり、団員のトークショーを行うなど、団員による積極的な啓発活動も行っている。



消防団員による訓練

総合医療センター

■ 今までの経過は。

〔答〕 平成22年に生物工学研究所の廃止が決定され、市へ用地の取得希望照会があった。市としては取得希望がなかったが、社会医療法人厚生会に意向を確認したところ、一部移転の希望があるとのことであったため、県に対して直接厚生会へ譲渡できないか要請したが、随意契約はできなかった。そこで、市が県から随意契約で取得し、必要経費を加算して譲渡するという内容で平成24年3月に社会医療法人厚生会と協定を締結した。

その後、農地転用の許可手続き、開発協議手続きを行って許可を得るとともに、平成25年2月以降5回の住民説明会を開催している。

また、県有地および建物の取得は平成26年1月、建物の厚生会への譲渡は2月となっている。

■ 基本設計等に盛り込まれた地域医療体制強化のための内容に対する評価は。

〔答〕 まだ内容を精査しているわけではないが、市内に診療科が

少なく課題である部分、たとえば周産期医療などにおいて充実していると感じるとともに、災害時の対応として、テナントの設営場所が確保されているなどの点で大きな期待を寄せている。また、実施設計に向けた協議については、市として課題となっている診療科の充実を求めていきたいと考えている。

■ 市民病院と同等としていた病院の位置付けが民間病院に変わった経緯は。

〔答〕 社会医療法人は、救急医療やへき地医療、周産期医療など地域で継続して良質かつ適切な医療を提供するため、2006年に創設された医療法人で、一定の収益事業を行うことも可能とされている。

社会医療法人の制度について再度確認を進めたところ、非営利性を徹底し経営の透明性を高めた医療法人であり、地域で必要な医療を行う民間法人と位置付けたものである。

■ 総合医療センター建設費用の積算根拠は。

〔答〕 平成25年10月の厚生会からの支援要請では、建築費の総額は250億円とされているが、それ以降、詳細な建設費用につ

いて示されていない。

■ 総合医療センター建設にかかる資金計画および本市への財政支援要請に対する考え方は。

〔答〕 基本設計については説明を受けたが、資金計画については説明を受けていない。

また、平成25年10月30日に出された50億円の財政支援要請については、建設についての資金計画が明らかでない上、市民一人当たり約10万円に匹敵するなどお受けできる要望ではないと考えている。

■ 50億円の支援要請に関して3カ月間協議されなかった理由は。

〔答〕 協議を行わなかったということではなく、当面の課題であった、県から市への土地譲渡に関する手続きを優先させたため、時間がかかったものである。

■ 公的病院等への助成の可能性は。

〔答〕 地方公共団体が公的病院等への助成を行った場合には、公立病院に準じた特別交付税措置を実施するとされており、平成21年度からは、社会医療法人も対象となり、対象医療機能も救急告示病院まで拡充されてい

る。また、現在、救急告示病院である私的2次救急医療機関へ補助を行った場合も特別交付税措置の対象となっている。

特別交付税の割合は、現在、交付税総額の6%となっているが、平成26年度は5%、27年度以降は4%となることが決定しており、交付税措置が継続される保証もない。

本来補助金の性格は、業務の内容によって出すべきものであり、特別交付税の多い少ないによつて出すものではないと考えており、今後よく精査して対応していきたい。

■ 笠松町の救急告示病院に対する特別交付税措置が申請どおりであったことに対する所見は。

〔答〕 特別交付税は、災害等のための特別な財政需要などに考慮して決定されるもので、省令に基づき、算定基礎数値として報告しているが、交付税の内訳については市へ示されていない。

笠松町では、前年度と今年度の特別交付税額を比較して増額したという実績や、省令に基づき町内の特別な需要を計算した結果などから、正確な内訳はわからないものの、松波病院への

補助予定額について、大部分は算入されていると判断され交付されたものだと考える。

■ 不調となった総合医療センター用地造成の算定に対する見解は。

〔答〕 総合医療センター用地造成の算定については、その時点の最新データを基に積算した金額で発注した。

しかし、公告および入札までの間に、人件費や資材単価が上昇するという国からの情報があり、また年度末の入札で技術者や現場代理人および下請け業者等の確保が困難な状況であったことなどにより不調となったと考えている。

■ 敷地内道路を市道として整備するのか。

〔答〕 平成25年第4回定例会以後、庁内で協議を進めるとともに、行政分野に詳しい弁護士の見解を聞きながら確認してきた。当初は市道として市が整備する考えをもっていたが、協議を進め、さまざまな課題を整理していく中で、厚生会により道路建設が行われ、市に寄付されるべきとの考えに至っている。

施設管理

図 公共施設に係るアセットマネジメントの取り組みおよびプロジェクトチーム設置の考えは。

図 建物のアセットマネジメントは必要と考え、現在、施設白書の作成に取り組んでいるところであり、3月末には施設白書を公表する予定である。

ただ、データの収集や分析などを行う施設白書を作成することが目的ではなく、その白書を生かして施設の再配置計画を立てることが大変重要であると考えている。

今後、再配置を考えていく上では、財源という制約要件を考慮しながら、施設の長寿命化を図ることや、施設の統廃合、複合施設としての建て替えなど、さまざまな方策があるため、市民の十分な理解を得ながら、最適な施設配置計画を検討していきたい。

また、この再配置計画の取り組みに当たっては、施設を管理する部署が多数あることから、庁内横断的な委員会等を組織す

ることが必要だと考えている。

図 公共施設およびインフラ資産の更新費用をどのように計画へ反映させるのか。

図 現在、各部署において、実施計画の平成27年から平成31年までの期間に、実施を予定している事業の入力作業を行っている。

この数値を基本として、4月に前期政策評価を実施し、中期財政計画を改訂していくことになるため、施設更新費用などの投資的経費は、計画に反映されていると考えている。

図 道路長寿命化修繕計画の進捗状況および地元企業活用への考え方は。

図 平成24年度に市独自の道路長寿命化修繕計画を策定し、平成25年度に路線の精査を行い、平成26年度からの国庫補助事業として道路修繕事業を計画していた。

しかし、道路の計画的な修繕の重要性が見直されたため、市独自の調査計画に加え、国の指標に基づく道路長寿命化修繕計画を策定するための点検を現在実施している。

そのため、平成26年度に調査結果に基づく見直しを行い、路線・年度計画等を公表していく

予定である。

また施工にあたっては、市内の道路状況を熟知している地元企業にお願いしたいと考えている。

図 平成26年度から工事が計画されている橋のうち、西町跨線橋だけが新年度予算に計上されている理由は。

図 平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定したが、東日本大震災以降、耐震補強と連携した長寿命化修繕計画が国から求められるようになったため、平成25年度に耐震調査を行い、その結果を加味した修繕計画に見直しを行っている。

西町跨線橋については、見直している長寿命化修繕計画においても、優先順位は1番であり、平成26年度予算に計上している。しかし、他の橋梁については、耐震化を加味した結果、一橋当たりの修繕費が大幅に増加したため、財政事情も鑑み、事業年度を再検討したうえで公表していく。

図 生涯学習施設への指定管理者制度導入の予定は。

図 これまで、生涯学習審議会等において、他市における導入事例を参考に検討を重ねてきた。その中で、制度導入にあつた

ての留意点として「生涯学習に

関する政策は行政が責任を持ち、指定管理業務の評価に万全を期すこと」「施設の運営協議会を設置し、利用者等の意向が十分反映できる体制を構築すること」といった提言があつた。

これらの協議を踏まえ、生涯学習センターと文化会館の2施設において、指定管理者制度の導入を行う予定であつたが、今後さらに、留意点等については、各種団体組織の関係者や市民の皆さんとの論議を深める必要があると判断し、当面、導入を延期することとした。

市営墓地

図 墓地の管理運営面における問題は。

図 管理運営面においては、墓地使用者の死亡時などにおける承継に関する問題がある。

従来の規定に従い、墓地使用を承継できる者は、「本市に住所を有する者のみ」として運営してきたが、近年、少子化・核家族化等の影響もあり、承継すべき親族が市外に転居・転出している事案が増え、墓地の承継

ができなくなっている。

こうした状況を改善するため、条例改正により、祭祀を主宰する方であれば市外に住んでいても承継可能とすることを認め、より適正な墓地管理を目指す。

図 使用区画の管理指導状況は。

図 毎年、すべての使用者に対し、住所等の現況と使用区画における除草などの美化保全の希望を確認している。

特に、通知文書が未到達の方については、現住所等の追跡調査を実施し、使用者の特定を進めている。

なお、現況が荒廃している区画の使用者に対しては、随時、適正な管理依頼文書を送付するとともに、直接、荒廃防止の注意喚起および指導を行っている。



市営墓地

管理費の徴収や指定管理者制度の導入など、今後の管理についての考え方は。

一般的に墓地管理料といわれる各種設備の維持管理費用については、現在徴収していないが、他自治体の公営墓地管理などの調査結果を基に、これからの市営墓地の適正なあり方を検討していきたいと考えている。

また、使用されている区画の管理については、原則的に使用者の責務と考えている。

なお、指定管理者制度の導入については、墳墓の管理は使用者の系譜や出自に関する個人情報が多いこと、施設の管理内容が維持管理や簡易な受付等に限られ、採算面における課題があることから、現在のところ考えていない。

牧野ふれあい広場

旧バラのストックヤードの今後の土地利用計画は。

平成26年3月末に公表予定の美濃加茂市スポーツ推進計画に基づき、身近に陸上競技やサッカー、ラグビー等の競技ス

ポーツができる多目的運動広場として整備していきたいと考えている。

そのため、平成26年度に、スポーツ関係団体や地域の方々と協議を行い、広場全体の将来像および施設整備に関する基本計画をまとめたいと考えている。

メガソーラーや福祉農園など既存施設の利用に対する考えは。

メガソーラーは、今後20年間、岐阜県との協定に基づき管理運営されることとなっているが、施設内に見学コースを設置するなど、自然環境教育の体験学習の場として活用できると考えている。

また、福祉農園については、現在、市内の高齢者や可茂特別支援学校の生徒など、複数の方々に利用してもらっているが、今後も希望される市民がある限り、農園として管理していきたいと考えている。

定住自立圏構想

第1次共生ビジョン事業の見直しの手法は。

平成25年度までの実績や実施状況を踏まえ、33事業それぞれのプロジェクトチームにより、平成27年度以降の事業について、市民サービスの向上や魅力ある圏域づくりが図られるかという観点で必要性を検討する。

その過程を通じ、単独財源を活用してでも継続するべき事業と、事業目的に達したため終了する事業などを判断する。

広域的「行政の推進と第2次共生ビジョンとの関係は。

第2次共生ビジョンにおいては、「都市圏とのつながりづくり」や「新しい公共の実現」という明確なテーマを設定し、そこにつながる具体的な事業を提案し実施していく。

その事業提案の手法として、まずは本市と各町村が1対1で、どういった個性や魅力があり、何ができるか考えるところから始めていく。

ただし、その中でより効果的と判断すれば、1対2や1対3での広域的形態を選択すべきと考えている。

また、こうした手法をマネジメントしていくのは、中心市である本市の責務であると認識し、美濃加茂市・加茂郡連絡会議の定期的な開催により、さら

に連携を密にしていく。

スポーツ振興

スポーツのできる環境整備に向けた取り組みは。

平成26年3月に公表する「もつとスポーツ計画」に基づき、市民に愛されるスポーツ施設の整備を基本として、関係者との協議や市民のアイデアによる施設整備を進めていきたい。

主な取り組みとして、前平総合運動場の野球場やテニスコートの整備拡充、西体育館の建て替え、牧野ふれあい広場旧バラのストックヤード部分における競技スポーツができる多目的運動広場の整備について、重点的に取り組んでいきたい。

今後の施設の管理運営に対する考えは。

市体育協会やスポーツ関係団体と協議を重ねながら、斬新な施設活用や柔軟性のあるサービスを提供できるよう、指定管理者制度の導入や、市民や施設利用者が主体となって施設を管理する新しいしくみを構築し、愛着を持って施設を大切に利用

する意識を高めていきたい。

スポーツに励む青少年への支援策は。

全国レベルの大会の招致や一流選手による実技指導などは、市民に感動を与え、子どもたちの夢を大きく膨らませてくれる。

そのため、スポーツ派遣事業を活用したり、一流選手によるスポーツ講習会などを市体育協会とタイアップして開催するなど、子どもたちに一流選手のプレーを間近で観てもらい、競技力向上意欲や意識を一層高めてもらいたいと考えている。

また、全国大会以上への出場者には、市長、教育長による激励会の開催や激励報奨金の交付などを拡充し、モチベーションの向上と負担軽減を図っていく。

指導者に対する教育をどのように考えているか。

スポーツ推進において、指導者の役割は非常に重要であるため、指導者が基本をしっかり理解し、科学的で効果的な指導ができるよう各種のスキルアップ研修を進めていく。

特にスポーツ少年団では、保護者・指導者研修会、指導者認定養成講習会、認定指導員の上積み研修会を毎年開催して、活

動の目的や理念、遵守事項を確
認してもらっており、今後もこ
うした研修を充実させ、子ども
たちの健全育成が図られるよう
進めていきたい。

里山再生

△ 今後の里山活用についての
市長の思いは。

△ 里山プロジェクトは、美濃
加茂市で手つかずとなってい
る、農地や森林を復活させるモ
デルとするものである。
対象となる地域を市民や民間
の事業者と連携しながら里山と
して整備し、小さい時から親し
みやすいエリアとしてもらいた
い。

△ また、美濃加茂市を里山都市
として全国に発信し、多くの方
に来てもらい、自然の中での体
験を初め、森林整備の可能性を
広めていくことで持続可能な循
環型社会に繋がると考えている。

△ 平成記念公園里山再生事業
では、市の裁量でどこまで整
備活用できるのか。

△ 平成記念公園の県有地につ

いては平成25年度内に県と市で
管理協定を締結し、毎年度の維
持管理委託契約を締結すること
により、平成26年4月1日から
公園の管理を市で行えるよう進
めている。

△ また、里山体験等の活動内容
についても、目的外使用に当た
ることはなく、維持管理の一環
として県の承諾をもらっている
ため、市の裁量で公園内の里山
保全や里山を活用した活動が行
えるようになる。

△ 里山利用と産業活性化をど
う結び付けるのか。

△ 地域の企業や人材や資金等
の資源を巻き込み、継続的な事
業モデルとすることが重要であ
るため、現在、東京理科大学の
大学院教授に指導してもらい、
新たなビジネスモデルを作り上
げようとしている。

△ 事業を行うには、実行するた
めのノウハウが必要不可欠であ
り、こうしたノウハウをビジネ
スモデルとして構築して事業化
につなげることが、産業活性化
に結びつくことになると考えて
いる。

自然エネルギー

△ 今後の自然エネルギーへの
取り組みは。

△ 大規模災害時には、避難所
も停電に追い込まれ、特に災害
発生後3日間の避難生活に必要
な最低限の電力を確保すること
が求められる。そのため、避難
所に適した自然エネルギーによ
り、電力を確保することを最優
先に検討している。

△ 風力発電や小水力発電の実
証実験の結果をどのように活
用しているか。

△ 風力発電については、健康
の森に設置した機器のデータ収
集を行っており、今後データを

分析して、どういう条件の避難
所への設置が最適かを検討して
いく資料にしたいと考えている。

△ また、小水力発電については、
木曾川を含め各避難所周辺の河
川の流速を調査したが、流速が
足りず、設備ががかりになっ
てしまうとの調査結果となっ
た。現在、法政大学から、水路
に投入して使用するボックス型
マイクロ水力発電装置の設計を
提案されており、今後、発電効
率を高める研究調査を引き続き
行ってもらおうと考えている。

△ なお、伊深小学校前の水力発
電施設は、小学校の花壇への散
水などを始め、防犯灯の電源や、
非常電源としての機能を有して
おり、学校での環境学習に活用
されている。



伊深小前の水力発電施設

△ 大型発電施設の拡大を図る
ための施設設置奨励金制度を
設ける考えは。

△ 奨励金制度については、主
に雇用の確保や地域経済の活性
化に資する企業の新增設や移設
等に対して交付しており、現在
のところ、大型発電施設の設置
を企業誘致条例の奨励制度に追
加する考えはない。

かわまちづくり

△ まちづくり会社の出資金、
出資者、運営経費は。

△ 現在、平成26年度中のまち
づくり会社設立に向けて、商工
会議所と設立方法、資本金の額
および出資方法、運営方法など
について協議を行っている段階
であるが、市の出資額としては、
最大で150万円を予算計上し
ている。

△ 今後、収益事業の見込みが
はっきりし、まちづくり会社設
立が確定したら、出資をする予
定である。

△ また、出資者については、商
工会議所、一般企業、または個
人に出資してもらえぬ会社を予

定している。

なお、会社運営経費については、まちづくりに関する国の補助事業を利用しながら運営資金を調達し、中之島公園等の管理委託や自主事業による資金調達を行い、運営していくことができないか協議している。

問 まちづくり会社への市の関わり方および利益の使途は。

答 市は最小限の出資をするが、経営については、民間企業のノウハウを生かしてもらう方を想定している。

また、収益事業による利益は、株主に還元するというよりも地域に還元されることの重要性を理解してもらい、さらなるまちづくり事業に投資していく方式を考えている。

問 中之島公園から堤防へ抜ける車道が必要ではないか。

答 中之島公園から化石林公園を抜けて木曾川堤防へ通じる道路については、木曾川上流事務所が、管理用道路として計画しているが、管理用道路のため、歩行者や自転車などの通行は可能であるが、一般車両の通行はできない。

道路整備

問 スカイロード2号線と木野村中線の延長計画の現状は。

答 スカイロード2号線の延伸については、市道西町作り洞線から市道木野村中線までの区間を、国の交付金を活用して整備していきたいと考えており、国に対して都市再生整備計画を提出したところである。事業が採択されれば、平成30年度までに整備を進める計画としている。

また、木野村中線の南への延伸計画については、現在までに長良川鉄道の踏切改良についての予備協議や、国道21号坂祝バイパスの事業主体である国への意見照会等を行ってきた。現段階では事業スケジュールを示すまでには至っていないが、坂祝町ともよく連携をとりながら事業を進めていきたいと考えている。

問 右折信号のない交差点の交通渋滞解消のための対策は。

答 旧国道248号と山手線の交差点については、旧国道248号に右折レーンがないため、現状では右折信号の設置はでき

ないが、今後、交通量の変化を見ながら交差点改良の必要性について検討していく。

また、国道418号線と西町作り洞線の交差点については、信号機の待機時間の見直しにより、渋滞は減少していると認識しているが、今後、企業誘致などにより交通量が増加する場合は、交通量調査を行い右折信号の設置を含めた対応を関係機関と連携して検討する。

企業誘致

問 産業ゾーンへの企業誘致の現状は。

答 現在、全7区画のうち5区画が売却済みで、残りの2区画についても、売却に向け企業と最終調整をしている段階である。また、進出する企業は、区画1番がヤマザキマザック、2番は交渉中、3番がミツカングループ、4、5番がタンドール製菓である。

なお、約1ヘクタールと2ヘクタールに分割した6番のうち、2ヘクタール部分は売却済みであるが、企業名は公表しておらず、1ヘクタール部分につ

いては交渉中である。

問 誘致企業の操業に向けたスケジュールと雇用計画は。

答 ミツカングループについては、現在2棟の工場を建設中であり、平成26年8月完成、9月創業開始を目指しており、雇用人員はパートが約1000人、正社員等が約1000人の予定と聞いている。

また、タンドール製菓については、平成26年5月以降に着工、平成27年完成・操業開始予定で、当初は約60人で操業を開始し、最終的には約1600人を雇用する計画と聞いている。

なお、ヤマザキマザックおよびもう1社については、現時点では具体的な計画を聞いていない。

問 ソニー工場跡地に進出する企業の事業内容および雇用計画は。

答 千趣会の事業内容については、主に自社製造の商品を含む仕分け、検品、梱包であり、可見市の工場とともにこの地域の拠点となる。単なる物流ではなく、手作業が多いため、雇用も見込めることとなる。

また、スケジュールについては、平成26年6月に既存施設の

一部取り壊し工事が始まり、その後、改修工事を行い、平成27年3月頃の操業を予定している。なお、雇用については、当初約300人の雇用を予定しており、その後雇用を増やしていく計画と聞いている。

農業振興

問 今後の美濃加茂市の農業振興に対する考えは。

答 後継者不足が一番の重要課題である中、いかに農業を振興するのかが、第一に農業所得を上げることでありと考える。

そのために、生産品の価値を上げることと農地の集団化を行い、生産規模を拡大することが必要である。

そういう状況で、堂上蜂屋柿は高級路線に進み、首都圏での販売を始めとして収益を上げることにつながり始めた。

梨・柿などの果樹については、新たな商品開発などを積極的にを行い、収益増加に取り組み方も出てきており、支援をしていきたい。

また、新年度予算でも、特に果樹園の集団化や流動化につな

げる制度を新たに行うことを考
えている。

さらに、水田の有効活用を図
るため、2ヘクタール以上の転
作を行った担い手に対して集積
利用交付金を交付しており、こ
うした制度を利用し、新規就農
や規模拡大を促しながら農業振
興を進めていきたい。

最近5年間の新規就農者へ
の支援実績は。

経営体育成交付金として、
ハウスや機械などの施設整備に
3件、901万2000円を交
付している。

また、農業を始めて間もない
時期に、経営の安定を図るため
最長5年間給付される青年就農
給付金についても3件、562
万5000円を交付している。

加茂農林高校との共同事業
により、耕作放棄地の解消方
法が見つからないか。

耕作放棄地となった経緯に
は、耕作できない場所である場
合と、耕作する体制、たとえば
遠方に居住しているとか高齢と
いう場合がある。そのため、ま
ずは高校との研究テーマとなり
うるのかどうかの前に、農地所
有者に対して農地の管理を行っ
てもらおうよう促していきたい。

また、自分で耕作や管理がで

きない場合は、利用集積団体等
への農地の貸借を勧めており、
今後ともそれぞれの実情にあっ
た形での解消方法を見いだして
いきたい。

再生困難な農地の雑草や雑
木などをバイオエタノールの
原料として利用してはどうか。

地域で不要とされる雑草や
雑木等でバイオエタノールを生
産し、それをビジネス化するこ
とを研究するための協定を結ん
でおり、ビジネス化する際には、
原料となるセルロースを含んだ
雑草や雑木等の需要が高まる。

里山の再生のみならず、農地
を再生するために、不要な雑草
や雑木等を除去し、バイオエタ
ノールの原料とすることは、目
的は同じであり、十分利用でき
ると考えている。

教 育

国の教育委員会制度改革の
議論に対する所感は。

今回の制度改革は、現在の
教育委員長と教育長を一本化し
た新教育長や、教育行政の大綱
的な方針を定める総合教育施策
会議（仮称）を設置することな

ど、首長の教育に対する権限の
強化が提案されている。

今後の日本にとって最も大切
なことの一つは、一人ひとりの
子どもに学力と豊かな人間性を
育てることであり、そのために
最も有効な制度を構築する必要
がある。

また、それがどのような制度
であるにしても、教育行政の担
当者である教育委員会と首長
が、教育に関するすべてのこと
について連携を密にし、互いの
信頼関係の中で施策を講じてい
くことが重要であると考えてい
る。

幼小中高連携強化の現状
と新たな取り組みは。

幼小小中の連携について
は、年間3回実施している校長
園長交流会、年1回実施してい
る教頭・主任保育士交流会に
よって学校と園の経営方針を共
通理解したり、小学校と校区の
保育園の子どもが交流したりす
るなどの連携を行っている。

その結果、小1プロブレムの
解消を図ったり、特別な支援が
必要な子どもの実態を小学校入
学前に把握して準備するなど
成果を上げている。

また、高校との連携がやや弱
いため、今後は小中学校と高校

との連携を強めていくほか、ス
タートカリキュラムの作成や中
1ギャップを解消するための取
り組みを進めていきたい。

特色ある学校づくりの成果
と今後は。

平成25年度から特色ある学
校づくり補助金として、各学校
の計画と規模に応じ、平均
100万円を交付しており、各
学校は、自然体験学習や社会体
験学習、学力向上に向けた取り
組みに充てている。2月28日に
実施した事業報告会では、中学
1年生が宿泊研修を実施したこ
とで仲間づくりができた。小規
模小学校で初めて生の演劇を見
せることができ、子ども達はと
ても感動していたといった報告
があった。

いずれの学校でも子ども達に
力と夢を与えることに大きく寄
与していると実感しており、今
後もこの事業継続を強く希望し
ている。

地域社会への役割参加のた
め、学校評議員の充実が果た
す役割は。

学校評議員制度は、学校運
営に地域や保護者の意向を反映
させるためのものであり、子ど
もの地域社会への役割参加を直
接結びつけることは難しいと考

える。

しかし、学校評議員から促す
ことや、地域住民から学校へ働
き掛けることは大変有効である
と考える。

今後も、保護者や地域住民の
協力を得るとともにその意向を
学校運営に反映し、説明責任を
果たしていきたい。

本市における障がい児教育
の状況は。

何らかの障がいがある児
童数は、増加傾向にあり、可
特別支援学校入学者を除き、31
教室に230人の児童・生徒が
通っている。

特別支援学級では教員が手厚
い指導を行っており、担任のほ
かにも支援員を小学校に4人、
中学校に2人配置している。

通常学級では、発達障がい
あり特別の支援を要する児童生
徒への対応として、通級指導教
室を古井小学校2教室、加茂野
小学校1教室設置し、教員を指
導者として配置している。また、
生活支援、学習支援として小学
校29人、中学校11人の支援員を
配置している。

さらに、言語に障がいのある
児童に対しても、通級指導教室
を古井小学校2教室、蜂屋小学
校1教室、加茂野小学校1教室

設置し、教員を配置している。

〔 〕 発達支援センターと教育委員、学校の役割分担は。

〔 〕 発達支援センター（仮称、以下略）は、障がいがある子どもと保護者に対する相談や治療、園や学校への支援が主な役割であると想定している。

プロジェクトが立ち上がったばかりであり、明確にすることは難しいが、現段階では、教育委員会は発達支援センターと小中学校および保護者をコーディネートすること、学校は発達支援センターの施設や人材を活用し、障がいのある子どもに対してより有効な教育を行うことであると考えている。

〔 〕 西中学校区から東中学校、双葉中学校へ変更した生徒の現状は。

〔 〕 平成25年度の校区変更により、山手小学校で39人が対象となり、東中学校へ28人進学した。また、双葉中学校については、蜂屋小学校で30人、加茂野小学校で10人が対象となったが、蜂屋小学校で7人、加茂野小学校で4人であった。

変更は当初の計画のとおりとなっていないが、西中学校の規模は小さくなった。

学校給食

〔 〕 学校給食におけるノロウイルス対策は。

〔 〕 調理場の従業員に対しては、ノロウイルスの疑いがあれば自主的に休むよう委託会社の本部から指示されている。

また学校の給食主任、校務員、給食配膳員には、下痢・発熱・腹痛・嘔吐などの自覚症状がある場合は、休んで医療機関にかかるようお願いしている。

〔 〕 パンの製造現場への立ち入りは、検査に関する有資格者が行っているのか。

〔 〕 パンの一部に注文していないクルミ等が入っていたことがあり、5月28日に県学校給食会の職員と給食センターの栄養士が同行して工場に立ち入り、再発防止をお願いした。

また、10月22日に学校から、パン箱の中に小さなハエの死がいがあるとの連絡を受け、翌日、工場の網戸等に穴や隙間がないか確認し、戸や窓の閉閉に注意してもらおうようお願いし、県学校給食会にも連絡した。

なおパンや麺類の購入について

では、県学校給食会が指定しており、保健所のような資格者や権限もないのが現状である。

英語教育

〔 〕 小学校外国語教育に関する本市の実態は。

〔 〕 下米田小学校を除き、どの小学校も1年生から4年生まで、外国語活動として年間約10時間の授業を実施しており、学級担任が市の外国語指導支援員とのチームティーチングを行っている。5、6年生については、外国語活動として学習指導要領に基づき、週1時間、年間35時間の授業を実施しており、学級担任が外国人指導助手などのチームティーチングを行っている。

また、授業の内容は、1年生から4年生まではカリキュラムに基づきゲームを中心としたコミュニケーション活動を行っており、平成25年9月からは、美濃加茂市外国語活動推進委員会が作成したカリキュラムに基づいて指導している。5、6年生については、文部科学省が作成・配布している「Hi! friends」という教材を

使って学習している。

〔 〕 文部科学省の指定校となっている下米田小学校における教育の実態と成果は。

〔 〕 下米田小学校は、文部科学省から教育課程特例校の指定を受け、全学年とも週1時間、年間35時間の外国語活動の授業を実施している。学習内容や指導体制は、ほかの学校とほぼ同様であるが、下米田小学校は特色ある学校づくり補助金を利用して、電子黒板を購入して外国語活動の授業で活用している。

研究成果としては、多くの児童が英語に親しみ、抵抗感が少なくなることがある。

また、ここ3年間、中学校入學直後の成績は、上位に下米田小学校出身者の占める割合が高いという傾向が見られる。

しかし、小学校で行われている「話す・聞く」の活動に加え、中学校では「読む・書く」の活動が加わり、小学校での優位性が生かされなくなるため、他校出身者との差は徐々になくなると考えられる。

なお、小学校での外国語活動の実施は平成25年度で3年目となり、今後さらに充実することにより、下米田小学校と他校との差はより小さくなると予想している。

〔 〕 英語教育の必要性や目的などに對する考えは。

〔 〕 全人口の約1割を外国人が占める本市においては、他者を理解し、グローバルな視野を持った国際人を育成することが必要であり、そのための有効なツールの一つが英語であると考えている。

また、小学校外国語活動においては、外国語を通じて言語や文化を体験的に理解すること、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てること、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませることを目標として学習を行っている。

ただし、英語はあくまでもツールであり、小学校の段階では国語をしっかりと学ばせることが重要であると認識している。



小学校の授業の様子

☐ 教員の研修体制をどのように取っているのか。

☐ 各小学校の外国語活動担当教師で構成する外国語活動推進委員会において、研究授業などを行っており、平成26年度は中学校の教師も含めた小中外国語教育推進委員会として、外国語教育の質の向上を図るための研究を進めていく。

また、教育センターの講座として、平成25年度は小学校外国語活動、中学校外国語の研修講座を各1回実施した。

なお、平成26年11月13日には、県小中学校英語研究会が東中学校、下米田小学校、古井小学校を会場として行われる予定であり、これをさらなる研修の場、教育の質の向上の機会にしたい。

地域教育

☐ 本市の地域教育はどのようになされているのか。

☐ 本市においては、小中学校とも総合的な学習の時間において、地域の自然環境や歴史、産業、祭りや伝統芸能などについて学習している。その際、地域

の人材に講師として指導してもらうことで、その人達の生き方に憧れ、故郷を誇り、自然や文化を大切にしようとする心情や態度を育てている。

また、道徳の授業においても、郷土の伝統や文化に関する内容を計画的に実施している。

さらに、小学校3、4年生の社会科では、副読本「わたしたちのまち美濃加茂」を活用したり、現地を見学したりすることで、地域の産業や生活、地理的環境、地域の発展に尽くした先人などについて学習している。

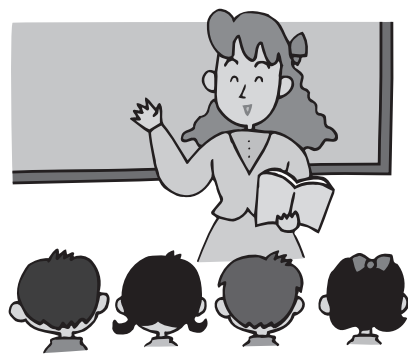
☐ 地域教育推進事業の内容は。

☐ 子どもたちのコミュニケーション能力の低下や、こうした十分に発揮されていないといった課題を、地域教育の推進により補完し、地域のリーダーとなり得る能力を醸成することを目的に事業を立ち上げた。

事業の概要は、現在、地区交流センターを拠点として行われている取り組みをベースに、新たに地域教育コーディネーターを2人配置し、自然体験や音楽、語学学習など経験豊かな地域の方々との交流を通じて実施するものである。

この事業により、単に知識の

習得だけでなく、例えば、「感謝の言葉を素直に表現できる心」や「豊かなコミュニケーション能力」などを醸成していきたい。



いじめ問題

☐ 教育振興基本計画におけるいじめ対策推進法の関わりは。

☐ 平成26年度から実施する予定の教育振興基本計画において、いじめ防止対策推進法および国のいじめ防止基本方針にある、いじめ防止のための組織、未然防止の方策、早期発見・早期対応のあり方、深刻ないじめへの対応などについて、基本的な方針と施策を記載している。

☐ いじめ被害者に対する心のケアについては、どのように記載しているか。

☐ 教育振興基本計画では、臨床心理士などで構成する第三者委員会を設置し、被害者の保護と再発防止にあたる旨記述している。

また、具体的な対応については、現在策定している学校や市の「いじめ防止基本方針」に記載する予定である。

なお、いじめ事案が発生した時には、当該校の職員だけでなく、スクールカウンセラーや相談員などによる被害者の心のケアを最優先とし、必要に応じて市長部局や関係機関との連携を図り、解決と再発防止に当たっていく。

☐ いじめ防止施策として実施したハイパーQUの成果は。

☐ 平成25年度に小学校3年生以上を対象として、ハイパーQUを1学期と2学期に各1回実施した。

その結果、1回目の調査で一人ひとりの児童生徒や学級経営上の問題点を明らかにし、その解決のための取り組みを行い、2回目の調査でその効果を検証することができた。

また、すべての学校で2回目

の調査の方が学級への満足度や活動の意欲が高まっているという結果であった。

さらに、いじめの認知件数をみると、小学校では1学期23件、2学期21件、中学校では1学期5件、2学期3件といずれも減少しており、3学期の結果はまだ出ていないが、前年度より減少すると予想している。

なお、各学校からは、児童理解および学級経営上QUは大変有効であり、今後もぜひ継続したいという強い希望があった。

道徳教育

☐ 道徳教育の評価を学校の内部評価と外部評価の観点からどうとらえているか。

☐ 内部評価については、授業の実践や道徳性の伸長など、各学校とも高い評価となっており。また、教育委員会に提出されたアンケート調査によると、道徳の授業実践について90%以上の教員が肯定的にとらえている。

外部評価については、各学校とも授業参観で道徳を積極的に公開するとともに、保護者や学

校評議員による評価を行っている。特に否定的な評価はないが、規範意識の向上や、目上の人に対する言葉遣いのあり方などについて意見をいただいている。こうした意見を踏まえ、各学校では具体的な改善方策を立てるとともに、保護者や地域との連携を図り、地域ぐるみの道徳教育を進めている。

**問 道徳教育推進教師の配置に
よりのような変化が見られているか。**

答 道徳教育推進教師は、授業に限らず校内の全教育活動における道徳教育の中心となって指導に当たっている。

例えば、道徳の授業で学んだあいさつを、児童会活動の中で実践するよう子どもに促したり、ひびきあいの日の人権教育に関する活動を企画運営したりしている。

そのほか、道徳の年間指導計画の見直しや授業で使う資料の管理など、道徳の授業に関する環境整備も重要な仕事である。従来、こうした仕事は道徳主任を中心に進められてきたが、道徳教育推進教師という位置付けがなされてから担当教師の自覚が高まり、各学校において道徳教育の充実が図られている。

問 「心のノート」の活用による効果と問題点は。

答 心のノートは、文部科学省が全国の小中学校に無償配布した道徳の補助教材である。

その効果は、第一に、教師にとって道徳教育の実践がしやすくなったことである。学習指導要領に準拠した心のノートを使うことにより、どの教師も一定の指導が可能になる。

第二に、子どもたちが心の記録を保存できることである。心のノートには日々の生活や体験を書き込めるようになっており、自分の心の成長を振り返ることができる。

第三に、家庭や地域との連携が図れることである。家庭で心のノートを親が読むことで、学校でどんなことが教えられているかがわかる。

また、心のノートには多くの利点があるが、読み物資料が少ないこともあり、授業ではやや使いくらいことが問題点といえる。

なお、平成26年度から使用される改訂版「私達の道徳」には、著名人の伝記やエピソード、名言などが多く掲載されているため、授業でも活用できると期待している。

問 道徳の教科化に対する教育委員会の意見および教科書についての問題点は。

答 道徳の教科化および教科書の作成について、教育委員会で議題にしたことはないが、自由意見として、道徳的価値は日常生活の中で指導していくものであるという意見が出ている。

また、道徳は答えが一つに決まっているものではなく、子どもが感じる心を教科書通りに教えることは難しいと考えている。

さらに、教科書に限定されると、教師が子どもの実態に応じて教材を選択しにくくなるという問題がある。

学 童 保 育

問 学童保育を小学6年生まで引き上げる考えは。

答 来年以降も児童数の増加が見込まれる学校もあり、また、夏休み希望者の増加が想定されるため、伊深教室以外は余裕がなく、引き上げは難しいと考えている。

問 障がい児学童保育の現況と

今後の取り組みは。

答 学童保育では、障がいのある児童も受け入れ、障害の程度により、指導員を増員して、児童の間でトラブルが起きないように注意している。

また、平成25年から可茂特別支援学校の近くに障がい児を預かる放課後デイサービス施設が設けられ、特別支援学級に通う児童、障害者手帳を持っている児童、障がいがあると医師から診断された児童も障がい児のデイサービスが受けられる。

なお、平成26年4月からは、太田町にも定員10人の放課後児童デイサービス施設が開設されると聞いている。

保 育 園

問 本市の待機児童の状況は。

答 現在、公立・私立を合わせた保育所定員は1435人で、平成26年3月現在の入園児数は1417人となっており、数字上は18人の余裕がある。

しかし、年齢によっては入園できない児童があり、1月には、0歳児3人、1歳児3人、2歳

児1人を待機児童として県に報告している。

待機の原因として、年度途中での入園希望者の増加があり、年度当初の平成25年4月と平成26年3月を比較すると、3歳未満児では67人の増加、3歳以上児では32人増加しており、特に3歳未満児の入園が多くなっている。

問 待機児童と保育所定員の今後の見直しおよび対応は。

答 平成26年4月1日の入園予定者数は1336人で、今のところ99人の余裕があるが、平成25年度に99人の途中入園があったことを考えると、26年度も相当数の途中入園が予想される。

また26年度の定員は、三和保育園の統合により30人減少するが、太田第二保育園に子育て支援センターを移設することから、空いた保育室で3歳未満児を保育できるよう20人増員するほか、下米田保育園では保育室の配置を見直し、10人増員する。

25年度と比べ、定員の増減はないが、現状の施設の中で、より実態に即した運用を行ってほしい。

なお、26年度に明応保育園が園舎を全面改築され、27年度からは、120人の定員を150

人に増員することを確認している。

〔四〕 民間の保育事業所の実態と利用状況は。

〔四〕 民間の保育事業所は、認可外保育所として県に申請し、登録する必要がある。

現在市内には、認可外保育所として病院内保育所3カ所、事業所内保育所2カ所、事業者が設置した保育所2カ所があり、その他に外国籍の子を預かる託児所3カ所がある。

平成25年3月に川合町にできた認可外保育所は年中無休で、午前8時から深夜1時まで営業しており、電話1本で気軽に利用できるため、利用者も増えているようである。

また、実際の利用は朝8時頃から午後7時頃までが多く、月単位の利用者は平成26年3月は11人、一時保育の利用者は26年2月は26人であった。

月単位保育の利用者のほとんどは市内の方で、一時保育の利用者は市外からも多いようである。

なお、料金は、年齢に応じて異なるが、月単位は一律、一時保育は時間ごとの料金となっている。

高齢者福祉

〔四〕 高齢者福祉政策に対する考えは。

〔四〕 平成26年度は高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の最終年度、第6期計画の策定年度にあたる。

第5期計画では、元気な高齢者から支援を必要とする高齢者まで、各自の状態に応じた健康づくりや介護予防のため、健康寿命の延伸に向けた事業を展開するとともに、介護予防支援、認知症対策など地域支援の基盤づくりにも努めていく。

また、第6期計画につながるよう地域が一体となった高齢者見守りネットワークを構築し、高齢者の皆さんが、住み慣れた家や地域でいつまでも安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け取り組んでいく。

〔四〕 本市のサービス付高齢者向け住宅の現状と今後の対応は。

〔四〕 現在、市内にサービス付高齢者向け住宅はなく、介護付有料老人ホームが1カ所、住宅型

有料老人ホームが1カ所という現状である。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活するためには、高齢者の身体状況に合わせた住まいの確保が必要となる。そのため、今後、民間による高齢者向け住宅の整備が進むと予測されるところにも、市としても促進を図っていくことが重要と考えている。

〔四〕 健寿会や敬老事業を今後どのように位置づけるのか。

〔四〕 健寿会は、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を目指し、「健康・友愛・奉仕」を柱に、各地域の特性を生かしながら、各種事業を積極的に展開している。

こうした高齢者自身の自発性を高める活動について、今後も引き続き支援していきたい。

また、敬老事業については、平成22年度から補助金の基準を変更し、予算内での事業執行や参加率の向上に苦慮していることは把握しているが、なぜ参加率が低いのかということも含めてヒアリングを行い、今後の方向性を検討している。

なお、敬老会は高齢者の見守りという地域の支え合い活動としても、有意義に展開している

ため、今後、開催単位の縮小も検討しながら、継続して開催してもらえよう関係者らと協議を続けていきたい。

介護保険

〔四〕 第5期介護保険事業計画の進捗状況は。

〔四〕 要介護認定者の状況は、平成25年10月における第1号被保険者の要介護・要支援認定者数を1699人と推計していたが、実際には1659人、認定率14・6%と推計を若干下回っている。

サービス給付の状況は、第5期計画における給付額推計に対して、平成24年度決算で88%、平成25年度決算見込みでは91・8%の給付状況となっている。

施設の増設については、第5期計画において認知症グループホーム1カ所と小規模多機能型居宅介護1カ所を整備する計画としている。

そのうち認知症グループホームについては、平成25年4月に開設された。また、小規模多機能型居宅介

護については、「通い」を中心として利用者の様態や希望に応じて「泊り」や「訪問」を組み合わせ提供するサービスに、訪問看護も追加した複合型サービスの整備を行うことに変更し、平成26年12月の開設に向けて整備してもらえ事業者を募集し、選定したところである。

〔四〕 介護保険法改正案に対する見解は。

〔四〕 介護保険法の改正については、持続可能な介護保険制度の構築のため、国の社会保障審議会介護保険部会での審議を経て取りまとめられたものと認識している。

そうした中、平成26年度に第6期介護保険事業計画を策定する際には、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を支援するための国のガイドラインや、平成25年度に実施した高齢者等実態調査の結果等を踏まえ、高齢者保健・福祉・介護施策を盛り込んだ計画とするよう努める。

〔四〕 法改正に伴う地域支援事業への対応は。

〔四〕 今回の改正で、予防訪問介護・予防通所介護が予防給付から総合事業へすべて移行するこ

とになるため、特に、現在利用されている要支援者の方々にはできる限り早期に案内する必要を感じている。

具体的な内容や利用者負担については、現段階では決まっていないが、総合事業の利用料は市町村の判断であり、下限については要介護者の利用者負担割合を下回らない仕組みが必要とされている。

今後、国のガイドラインに基づき、総合的に勘案し判断していく。

■ 高齢者のニーズ調査で把握できた課題とその対応は。

■ 第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に当たり実施した調査によると、自分が寝たきりや認知症になったときのことには不安を感じている高齢者や、各種サービスを活用しながら自宅で介護してほしいと思っている高齢者は多く、自宅での介護に向けた相談体制や、各種在宅サービスの充実が求められる結果となっている。

これを受けて、地域包括支援センターが中心となり、地域包括ケアの考え方に基つき、第5期介護保険事業計画を推進している。

また、平成25年度は、地域包括ケアシステムの実現に向けた一つの手段として、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく「地域ケア会議」を開催している。

■ 認知症支援策をどのようにとらえているか。

■ 市では、認知症対策を市の施策の大きな柱と位置付け、「認知症になっても安心して住みなれた地域で生活できるまち」を目指し、国が進める認知症対策等総合支援事業の実施により、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図っている。

具体的には、認知症啓発講演会などの啓発事業、認知症ケア専門職員研修などの地域支援体制整備、介護者の集いなどの介護者支援事業等を、認知症地域支援推進員を中心に実施することで、認知症に対する意識を高め、見守りのできる地域づくりを進めている。

また、平成26年度から国が実施している認知症施策推進5カ年計画を受けて、市においても平成26年度、認知症施策推進5カ年計画促進支援メニュー事業

の実施を予定している。

■ 介護マーク普及推進に対する考えは。

■ 平成23年度に国から介護マークの周知を図る協力依頼があったが、これまでの間、特に周知を推し進めるまでには至っていない。

そうした中、県が平成26年度に、新たに150万円を予算化して、介護マークを作成する計画を立てており、本市へは200枚が配付される予定である。

市としては、その配付を受けて、今後の周知・普及につなげていきたいと考えている。



議会目録 (主なもの)

2月		3月		4月	
1日	本県市合併10周年記念式典 飛騨市合併10周年記念式典	1日	下呂市市制施行10周年記念式典	1日	辞令交付式
4日	議会運営委員会	3日	岐阜県還暦野球大会開会式 可茂地域一部事務組合議会	3日	議会だより編集委員会
5日	議会行政改革特別委員会 全国市議会議長会評議員会 (東京)	5日	可茂地域一部事務組合議会	5日	保育園入園式
6日	可茂地域市町村議会議長会議 (七宗町)	6日	岐阜県市議会議長会議(大垣市)	6日	健康連合会定期総会
7日	岐阜県市議会議長会議(大垣市)	7日	消防ふれあいコンサート	7日	美濃加茂商工会議所青年部 通常総会
9日	市議会第2回臨時会	9日	東海市議会議長会理事会 (伊賀市)	9日	美濃加茂商工会議所女性会 通常総会
12日	東海市議会議長会理事会 (伊賀市)	12日	美濃加茂建築災害復旧協力 会定期総会	10日	美濃加茂商工会議所青年部 通常総会
13日	東海市議会議長会理事会 (伊賀市)	13日	学校給食センター運営委員会	15日	東海市議会議長会定期総会 (浜松市)
14日	美濃加茂建築災害復旧協力 会定期総会	14日	国民健康保険運営協議会	17日	大山市市制施行60周年記念 式典
20日	国民健康保険運営協議会	20日	中濃地域農業共済事務組合 議会(関市)	20日	美濃加茂商工会議所女性会 通常総会
26日	中濃地域農業共済事務組合 議会(関市)	26日	議会運営委員会	24日	美濃加茂商工会議所女性会 通常総会
28日	議会行政改革特別委員会	28日	議会行政改革特別委員会		

